

消防署からのお知らせ

◎6月の第2週は「危険物安全週間」です

例年全国各地で危険物に係る事故が発生しており、その数は年々増加の傾向にあります。危険物は取り扱いを誤ると大規模な火災や爆発を起こす危険性が高く、多くの人命や財産を一瞬に奪ってしまいます。

日常の点検や危険物の貯蔵、取り扱いに十分注意するようお願いいたします。

★実施期間 平成25年6月2日(日)～6月8日(土)

★推進標語 『あなたこそ 無事故を担う 司令塔』

◎25年度危険物取扱者保安講習の日程

日 時：6月28日(金) 給油取扱所関係(9:30～12:30)、一般取扱所関係(13:30～16:30)

場 所：下北文化会館

受付期間：5月27日～6月10日

◎ガソリンをポリ容器に入れないでください!!

ガソリンをポリ容器に入れることは、火災や爆発事故を招く恐れがあり、大変危険です。法律で禁止されています。容器は、消防法で認定された金属製の容器を使用してください。

◎取り付け終わりましたか?『住宅用火災警報器』

住宅用火災警報器を取り付けたおかげで、「火災発生時、逃げ遅れることなく助かった」あるいは火災を未然に防ぐことが出来ました・・・という、実例が全国で何件も報告されております。

まだ取り付けしていない方がおりましたら、早めに取り付けましょう。

<お問い合わせ> 東通消防署(予防係) ☎27-2199


◎野焼き根絶

廃棄物処理法により、廃棄物の「野焼き」は禁止されています。「野焼き」とは、ドラム缶による焼却や、空き地、川べりなどでの適切な焼却設備を使わない廃棄物の焼却のことです。

野焼きをした場合、5年以下の懲役又は1,000万円(法人は3億円)以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

<通報やお問い合わせ> むつ環境管理事務所 ☎33-1900





夏季の軽装期間中!

村職員は、暑さをしのぎやすい服装で
執務しております。
皆様のご理解をお願いします。